

第2回薄川流域協議会 要旨

日時：平成15年10月8日(水) 19:00～21:30

場所：長野県松本勤労者福祉センター 1階 大会議室

次 第

- 1 開 会 (奈良井川改良事務所長)
- 2 座長選出
- 3 座長挨拶
- 4 議 事
 - (1)薄川流域協議会会則について
座長代理指名
 - (2)長野県治水・利水ダム等検討委員会公聴会資料の説明
 - (3)協議会の進め方

資 料

薄川流域公聴会資料 資料 - 6

薄川流域公聴会用語集 資料 - 7

今後のスケジュール

会員申込書・意見書

第1回会議録

資料は奈良井川改良事務所、松本合同庁舎行政情報コーナー、松本市役所、里山辺出張所で縦覧できます。

会員数

会員数 39名 (出席会員数 27名)

内 容

- 1 第1回協議会欠席者、第2回協議会から参加した全員が、氏名、居住地、薄川との関わり、薄川の治水に対する意見・提言、応募理由などについて、ひとり2分程度で自己紹介を行いました。
- 2 座長の選出について、会員から
立候補を募り、立候補者がいない場合、推薦で決める。
会員からの推薦により決める。
中立な立場の人を座長に選出するが、中立な人が分かるまで仮座長で進める。
といった意見がだされ挙手を行ったところ、に賛成が6名、8名、12名となったため、第2回協議会も仮座長(松本建設事務所長)が議事を行いました。
- 3 薄川流域協議会の会則について、事務局の提案どおり決定しました。なお、第10条(議決)は、会の運営に関する事項には適用しますが、治水計画に関する事項については多数決で決定しないことを確認しました。

- 4 「協議会の進め方」について、事務局からスケジュール(案)の説明がありましたが、協議会の議論等により変わる要素があることを確認しました。
- 5 協議会で検討する治水対策案について、会員と事務局とで検討範囲の考え方に違いがあったため、次回の協議会で引き続き話し合うことになりました。
- 6 長野県治水・利水ダム等検討委員会の薄川流域公聴会の資料について事務局から説明を受けました。
- 7 第1回協議会の会議録の内容について確認し、奈良井川改良事務所のホームページで公表することになりました。
- 8 会員は個人の意志で参加しているため、名簿の「団体代表等」の欄は不要との意見があり、「団体代表等」の欄を削除することになりました。

質疑・会員からの意見

- 〔意見〕 薄川流域協議会の会員募集範囲が松本市となっているが薄川流域ということであれば、松本市では範囲が広すぎるのではないかと。また、薄川周辺に住む人の参加が少ないので、事務局は会員募集に努力が必要。
- 〔回答〕 広範囲の住民から意見を聞くために、募集範囲を松本市としました。協議会への参加については松本市の広報、報道、集会などを通じて呼びかけてきました。
- 〔意見〕 事務局の薄川流域協議会スケジュール(案)では、治水対策原案に対する検討期限が1月末までになっているが、期間が短く自由に討論できない。より良い治水計画案をだすため、時間をかけて十分議論したい。
- 〔回答〕 事務局のスケジュール(案)は、河川整備計画案を1月末までにつくることを前提にしたもので、協議会の議論等により変わる要素があります。
- 〔意見〕 薄川流域協議会で検討する治水対策案は、河川改修案に限定せず総合治水対策まで含めた検討が必要。
- 〔意見〕 会員の意見を集約して、協議会としての治水対策案をまとめたい。
- 〔意見〕 薄川は治水・利水ダム等検討委員会で部会を設置していないので、この協議会で大仏ダム計画についても検証したい。
- 〔回答〕 流域協議会は、治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊重し、県の方針に沿って県が改修計画原案を作成し、協議会でだされた原案に対する意見や提案を計画案に反映するもので、治水・利水ダム等検討委員会まで逆戻りした議論は考えていません。
- 〔質問〕 座長の権限は何か。
- 〔回答〕 協議会の運営と意見のとりまとめです。

会員からの資料請求

- ・ 栄橋での流量と流速資料
- ・ 栄橋の水位の実測値